

NTT再編の論理とNTT法

石 岡 克 俊

- 一、はじめに
- 二、NTT再編の動向
- 三、論理の反転——企業集団化するNTT——
- 四、反転の論理——NTT法の限界——
- 五、むすび

一、はじめに

ここ半年ほど、NTTの「完全民営化」論や「再編」論が活気づいている。報道によれば、自由民主党（以下「自民党」という。）の「防衛関係費の財源検討に関する特命委員会」（委員長・萩生田光一政務調査会長（当時））が二〇二三年（令和五年）六月にまとめた提言のなかに、政府保有株売却についての言及があり、NTT株の売却についてはNTTの完全民営化を含めたNTT法のあり方について検討を行うべき旨、示されたことが発端のよう

である⁽³⁾。自民党はこの提言をうけ、同特命委員会にプロジェクトチーム（「NTT法のあり方に関する検討プロジェクトチーム」座長・甘利明前幹事長）を設けることとした⁽⁴⁾。同プロジェクトチームは、複数回のヒアリングと議論を経て、同年二月一日に提言をとりまとめ⁽⁵⁾、同月五日に公表している（自民党政務調査会「日本電信電話株式会社等に関する法律」の在り方に関する提言」。以下では「自民提言」という⁽⁶⁾）。

同提言では、「政府に対し、NTT法において速やかに撤廃可能な項目については二〇二四年通常国会で措置し、それ以外の項目についても、二〇二五年の通常国会を目的に電気通信事業法の改正等、関連法令に関する必要な措置を講じ次第、NTT法を廃止することを求める」としている⁽⁷⁾。具体的には、まず第一段階として「研究推進・成果普及に関する義務の撤廃」などの法改正を二〇二四年通常国会で審議し、そのうえで「二〇二五年の通常国会を目的に、所要の法改正等の措置（経過措置等を含む）を講じ次第、NTT法を廃止するための措置を講ずる旨を附則に明記」するとした。そして、第二段階として二〇二五年の通常国会では、電気通信事業法および外為法令の改正し、これら所要の法改正等の措置を講じ次第、NTT法を廃止するとしている⁽⁸⁾。なお、政府にNTTの発行済み株式の三分の一以上を保有するよう義務づける規定の撤廃については提言に盛り込まれたものの、政府保有株式の売却の是非については、「別途政策的な判断に委ねるのが妥当」とした⁽⁹⁾。

他方、総務省は二〇二三年（令和五年）八月二一日、情報通信審議会に「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問する意向を表明し⁽¹⁰⁾、同月二八日から二〇二四年度（令和六年度）夏ごろの答申を目指し審議をスタートさせている⁽¹¹⁾。この諮問は、先般行われた法改正（電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律）〔令和二年法律三〇号〕附則五条にもとづくもので⁽¹²⁾、具体的な検討にあたっては、同審議会（電気通信事業政策部会）に「通信政策特別委員会」と称する専門機関を設け⁽¹³⁾、①二〇三〇年（令和一二）ごろに実現が見込まれる情報通信インフラの将来像を踏まえ、今後求められる情報通信政策の基本的方向性

について検討することとし、②情報通信インフラの整備・維持のあり方やユニバーサルサービスの対象とすべきサービスやその確保の方法、③競争ルール等の整備、④情報通信インフラの国際展開の推進、⑤国際競争力強化や経済安全保障の観点からの先端的・基盤的技術の研究開発の推進や研究成果の普及、⑥さらにこれらを踏まえた関係法制度のあり方などについても議論することとした。⁽¹⁴⁾

通信政策特別委員会は、数ヶ月のヒアリングと議論を重ね、このほど「第一次報告書―市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(以下「第一次報告書」という。)を公表している。⁽¹⁵⁾同委員会は、①不採算地域を含むサービス提供、事業者間の公正競争の確保、基礎研究の推進および経済安全保障等の通信政策として確保すべき事項、②NTTに期待される公共的な役割と民間企業としての経営の自由度など経営面において確保すべき事項、そして③制度的な空白を生まない早期かつ円滑な制度改正の三点を基本に据えて検討を行い(「第一次報告書」第一章第二節)、⁽¹⁶⁾情報通信産業の国際競争力の強化を進める上で、早期に結論が得られたものとして速やかに実施すべき事項として、NTT法の研究の推進責務および研究成果の普及責務の撤廃と同法の外国人役員規制の緩和を提言した(同報告書・第三章第四節)⁽¹⁷⁾。

NTTやNTT法をめぐっては、自民党において当初、防衛財源の確保と関連づけてNTT株の売却やNTTの完全民営化などを取り上げてきたところであるが、その後、その売却収入を情報通信に関する先端技術開発に使うべきであるとの主張がなされるなど、防衛費との関連性はほとんど語られなくなっている。しかし、これでNTTやNTT法のあり方をめぐる議論に決着がついたわけではない。自民党内においても国際競争力の観点から同法の廃止を含めた抜本的な見直しを強く主張する者が少なからずいる一方、⁽¹⁸⁾国内における競争への影響や外資の流入に対する懸念から廃止には慎重な意見も多い。⁽¹⁹⁾

当事者であるNTTは、NTT法の役割はおおむね完遂し、その存在意義は薄れたとして廃止を主張している。⁽²⁰⁾

他方、KDDI など競合三社は、公正な競争環境を担保するには廃止ではなく法改正で対応すべきだとしている。なお、事業を所管する総務省も廃止には慎重姿勢を崩していないといわれる⁽²¹⁾。

「自民提言」ののち、議論の場は通信政策特別委員会に移るが、自民党においては同提言で示したスケジュールが止まらないよう「日本電信電話株式会社等に関する法律のあり方に関する特命委員会」（委員長・甘利利明前幹事長）を新設し、フォロアアップ体制を強化する方針を打ち出している⁽²²⁾。また、通信政策特別委員会は、「第一次報告書」公表後、同報告書の別添として付された「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 論点整理」の議論をさらに深めるため、「ユニバーサルサービスワーキンググループ」、「公正競争ワーキンググループ」および「経済安全保障ワーキンググループ」を設置することとした⁽²⁴⁾。

本稿は、現在進行中の議論の推移を横目に見ながら、これらの議論の背景ないし前提ともいえるこれまでの NTT 再編の動向とその論理をたどり（二・三）、NTT という企業組織の問題が企業集中ひいては公正競争とう結びついているかを示し、組織法たる NTT 法の意義や性格、さらにはその限界について考察を加えることで、現下の NTT ないし NTT 法の見直しに関する一つの論点を提供するものである〔四〕。

二、NTT 再編の動向

（一）原始 NTT 法の成立

現在の NTT 法の正式名称である「日本電信電話株式会社等に関する法律」（昭和五九年法律八五号）は、当初「日本電信電話株式会社法」（以下「原始 NTT 法」という⁽²⁵⁾）と呼ばれ、一九八四年（昭和五九年）二月二〇日に成立した（同月二五日に公布、一部を除き即日施行）。原始 NTT 法にもとづき設立された当初の日本電信電話株式

会社（以下前掲注（1）の場合および原始NTT法下における日本電信電話株式会社を指す場合、これらを「NTT」という。）は、翌年一九八五年（昭和六〇年）四月一日に日本電信電話公社（以下「電電公社」という。）の財産の全部の出資を受けて設立され（同法附則三条八項ならびに一〇項および附則一条参照）、かつ、その一切の権利および義務を承継した会社であつて（同法附則四条一項）、特殊会社（総務省設置法（平成二年法律九一号）四条八号参照⁽²⁶⁾）であるところの（NTT法附則三条一項）、国内電気通信事業を経営することを目的とする一の株式会社（原始NTT法一条一項）であつた。

NTTの設立やNTT法の制定につながる議論は、もともと行政改革の文脈において行われてきており、臨時行政調査会（第二次）（以下「第二次臨調」という⁽²⁷⁾）が、電電公社について、「経営の効率化を促進するとともに、事業運営の合理化、組織の活性化を図るため、現行公社制度の在り方、民営化等を含め、経営形態について、当調査会において今後抜本的な見直しを行う」と述べたことにはじまる⁽²⁸⁾。この後、公社制度にかかる問題は、第二次臨調内部に組織された第四部会において検討されることとなる。第四部会の審議・ヒアリングが進められるなかで、電電公社は「経営形態に関する勉強の状況について⁽²⁹⁾」という文書を提出しており、ここでは公社制度の基本的問題点の改善を図るための三方式（「公社制度改正方式」、「特殊会社方式」および「民営会社方式」）が取り上げられている。また、同文書に「特殊会社方式」および「民営会社方式」の骨子にかかる説明の注記において、「全国的な基幹回線網の建設・保守・運用、研究開発等を一元的に行う組織と地域的な電気通信設備の建設・保守・運用等を行う組織とに機能分担させることも検討する必要がある」との記載が見られ、ここにNTTの分割・再編論の端緒を見出すこともできよう⁽³⁰⁾。

電電公社の経営形態変更を骨子とする第四部会報告を踏まえ、第二次臨調は「行政改革に関する第三次答申（基本答申）」（一九八二年（昭和五七年）七月三〇日）（以下「第三次答申」という。）をまとめ、鈴木善幸内閣総理大

臣に提出した⁽³²⁾。

同答申では、電電公社につきその改革の基本的考え方として、第一に「十分な当事者能力をもち、徹底的に合理化された経営体であるべきであり、このため、その経営形態は基本的には民営化の方向で改革すべきである」こと、第二に「電気通信事業のもつ技術的側面と技術革新の可能性に配慮しつつ、現在及び将来にわたり最も適切な競争の仕組みを設け、独占の弊害を除去すべきである」こと、第三に「巨大経営体であることからくる経営の管理限界に配慮し、規模の適正化を図る必要がある」ことが示された（「第三次答申」第一部第五章 1-3）ア（オ）。

また、電電公社の経営形態の変更にかかる具体的内容として、答申では、①「五年以内に、基幹回線部分を運営する会社（以下「中央会社」という。）と地方の電話サービス等を運営する複数の会社（以下「地方会社」という。）に再編成することとし、当面、政府が株式を保有する特殊会社に移行させる」こと、②「……再編成は、特殊会社から地方会社を分離、独立させ、特殊会社自体は中央会社となることにより行う」こと、そして「中央会社はその保有する地方会社の株式を市場の状況等を勘案しながら、逐次公開し、地方会社の速やかな完全独立を図る」こと、③「政府は、中央会社の株式を当分の間保有し、市場の状況等を勘案しながら、逐次公開すること、④基幹回線分野における新規参入を一定の条件を満たせば認めることおよび「基幹回線部分における有効な競争が存在すると認められるまでの間は、中央会社に対する政府の関与を残す」こと、⑤業法上の規制にあっては電力会社に対する規制の程度を目途とすること、⑥大幅な業務範囲および弾力的投資活動を認めること、そして、⑦労働関係は労働三法によることを提言した（同答申・第二部第五章 1-3）イ参照）。

なお、「再編成に当たっては、地域ごとの採算性の違いによる地域間のサービス格差が生じないように配慮」し、「適切な地域間の料金分配システムを確立する」ことが「経営形態変更に当たって考慮すべき事項」の一つ

として挙げられていた（同答申・第二部第五章1（3）エ）。

答申後、時を置かず、政府は、「第三次答申」を「最大限に尊重」する旨の政府声明を、つづいて「今後における行政改革の具体化方策について（行政改革大綱）」⁽³⁴⁾を閣議決定し、「第三次答申の趣旨に沿って、各方面から意見を聴取し、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める」とした。

しかし、「第三次答申」に対する批判や反対論は根強く、一九八二年（昭和五七年）一月二八日召集の常会（第九八回国会）に法案の提出はなされず（後述のように、原始NTT法案提出の閣議決定は、一年半余りを経た一九八四年（昭和五九年）四月六日であった）、電電公社の経営形態の問題は、分割・民営化を進める「第三次答申」と自民党通信部会が同答申と反対論との折衷策として調整した「日銀方式」との間でこう着状態が続いていた。⁽³⁵⁾

中曽根康弘新内閣の発足後の一九八三年（昭和五八年）五月二四日、政府は改めて「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）」を閣議決定した。⁽³⁶⁾ここで、電電公社に係る制度改革のための法律案の国会提出が既定の方針であることが再確認されたものの、具体的な法案作成準備作業が開始されたのは、同年九月一三日に一一項目の電電公社改革案（「日本電信電話公社の改革について」）が政府・自民党行政改革推進本部常任幹事会で報告され、今後政府として具体的改革方針と関連諸法案を取りまとめていく旨の確認がとれてからのことであった。⁽³⁷⁾同改革案には、電電公社は特別法にもとづく特殊会社に改組されるべきものとされ（第一項）、新会社の株式はすべて政府が保有し、その処分は国会の承認に係らしめるものとされているが（第三項）、分割について言及はなく、代わって「新会社の在り方については、電気通信技術の発展の動向等を踏まえ、一〇年以内に見直しを行うものとする」とされた（第一項）⁽³⁸⁾。

年が改まり、一九八四年（昭和五九年）一月二三日に「行政改革に関する当面の実施方針について」閣議決定がなされ、⁽³⁹⁾そこでは「所要の法律案を今国会に提出する」とされ、郵政省により法案策定に向けた調整作業や法

案作成が急ぎ進められた。同年三月一五日から始まった法案にかかる政府内の「各省照会」では省庁間で調整がつかなかったり、米国政府からの要望提出があったりなど、法案の確定までには複雑な経緯をたどることになったが、四月四日の自由民主党裁定を経て、原始 NTT 法案は六日に閣議決定が行われ、一〇日に第一〇一回国会に提出された。

その後、第一〇二回国会の期中である一九八四年（昭和五九年）二月二〇日に原始 NTT 法が成立し、ここに電電公社の民営化は果たされることになる。しかし、NTT の巨大性・独占性の弊害を考慮した分割・再編については、同法附則二条により NTT 法成立後五年以内の見直しが規定され、先送りされることとなった。

（二）附則二条にもとづく検討

先送りされた NTT のあり方を検討するため、一九八八年（昭和六三年）三月一八日、郵政大臣は「今後の電気通信産業の在り方」を電気通信審議会に諮問した。⁽⁴⁰⁾ 翌年（平成元年）一〇月二日、同審議会は諮問と同名の中間答申を発表する。⁽⁴¹⁾ ここでは、制度改革後の電気通信市場の状況を新規参入事業者数、料金の低廉化およびサービスの多様化等の観点から成果があらわれてきているとしつつも、「公正有効競争実現の観点から多くの問題点があり、いまだ制度改革の趣旨が十分に実現されたものとはなっていない」と評価し、「情報の偏在、内部相互補助、組織の巨大性に起因する影響力等現在提起されている問題の多くは、NTT の現行組織形態の構造自体から直接派生している問題であることから、現行の組織形態のまま改善措置を講ずる方法は、抜本的な対策としてはおのずから限界がある」との見解が示された（「中間答申」第三編第五一一）。そのうえで、「新事業者の NTT への一方的依存の問題、内部相互補助の問題、経営管理規模の問題のように、組織再編成又は業務分離（以下「再編成」という。）により有効に改善できるものがあることから、解決方策として、再編成等を検討することも

必要」とし、具体的に①地域別再編成方式、②市内市外分離で市内全国一社、③市内市外分離で市内複数社方式をあげて、「効率的経営の達成」、「電気通信市場の活性化」、「地域振興への貢献」の観点から検討がなされている（同答申・第三編第五―三二）。

NTTの成立から五年を経た一九九〇年（平成二年）三月二日、電気通信審議会は「日本電信電話法附則第二条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」と題する最終答申を公表し、一九九五年（平成七年）を目途に「市内市外分離で市内全国一社」方式によるNTTの分割を郵政大臣に提言した。同答申においては、電気通信市場の活性化の妨げになっているNTTの巨大性・独占性の弊害が指摘されるとともに「独占的分野である市内通信市場と他の競争的市場とを構造的に区分することを望ましく、NTTの市内通信部門と競争的サービスを提供する部門とを分離し、競争的サービスを提供する部門を新事業者と同様の位置づけとする措置、方策を講ぜざるを得ない」とした。具体的には、長距離通信業務および移動体通信業務をそれぞれ、NTTから分離し、完全民営化した上で、NTTは長距離通信会社の全株式を処分して完全分離を実現する。また、市内通信事業を営む市内通信会社は、料金の地域格差が生じることを懸念して当面一社とし、かつ、そのポトルネック性および強い独占性から一般の電気通信事業者よりもより高い公共性の発揮が期待されるものとして、引き続き特殊会社とするものであった。また、市内通信会社は、巨大性・独占性の弊害の除去、地域指向性の促進や比較競争を通じた経営効率化を可能な限り実現するための措置として、地域事業部制の徹底（分社化を含む。）および地域事業別収支状況の定期的な開示について、今後、積極的に対応することが必要とされた。

しかし、最終答申において示された分離・分割案に株式市場が反応し、NTT株は下落低迷すると、個人株主への影響を懸念した大蔵省（当時）は「株主、国民の利益が保証されなければ分離分割を承服できない」と反発した。最終的に自民党がこれに配慮し、当面、NTTの分割は行わず、公正有効競争の促進等の措置の結果を踏

また上で、改めて一九九五年(平成七年)に NTT のあり方について検討を行い、結論を得るものとする旨の方針が決定され、一九九〇年(平成二年)三月三〇日、郵政省は「日本電信電話株式会社法附則第二条に基づき講ずる措置」⁽⁴³⁾を発表する。ここでは、最終答申の精神を活かし、①公正有効競争の促進、② NTT の経営の向上等、③ NTT のあり方、等の方針にそって所要の措置を講ずるものとされた。「公正有効競争の促進」については、①事業部制の徹底等、②接続の円滑化、③ネットワークのオープン性の確保、④内部相互補助の防止、⑤情報流用の防止、⑥情報の積極的開示、⑦研究開発成果の普及、⑧移動体通信業務(の分離)、⑨端末機器販売業務(の分離)、⑩衛星通信業務(の分離)、⑪デジタル化の前倒し、⑫番号計画の在り方、⑬単位料金区域設定の在り方、⑭電気通信事業者用割引料金の導入の一四項目の措置を掲げている。これにつづき「NTT の経営の向上等」では、NTT に対し、合理化案の作成と公表を求めるとともに、必要な規制緩和を実施するとされている。そのうえで、公正有効競争の促進および NTT の経営の向上等のための NTT のあり方として、「措置の結果を踏まえ、NTT の在り方についても平成七年度に検討を行い、結論を得る」とした。これにより、NTT の分離・分割についての結論はさらに五年後に先送りされることとなった。

(三) データ通信事業および移動体通信事業の分離

先の電気通信審議会の最終答申において、NTT のあり方について速やかに検討に着手することが必要との旨が明らかにされ、同日公表された「データ通信の今後の発展方策(答申)」(電気通信審議会、一九八八年三月二日)において、NTT の人的・資本的・業務的に十分な分離を行うものとされた。⁽⁴⁵⁾

その後公表された同審議会答申「データ通信事業の分離について」⁽⁴⁶⁾において、① NTT のエヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社(以下「NTT データ」という。)に対する出資比率について、設立時は一〇〇%とするが、

可能な限り速やかに出資比率を低下させること、②NTTからNTTデータへの社員の移行は、出向ではなく転籍により行い、また、NTTデータ設立後の人事交流は必要最小限のものとすること、③NTTの回線設備はNTTデータと第三者との間で無差別公平に提供し、④NTTとNTTデータの間の取引については他の第三者と同等の取引条件により行うこと等が設立時の公正競争要件として定められている。

この後、NTTは、一九八八年（昭和六三年）五月二三日にデータ通信事業を分離し、同事業はNTTデータとして分離独立（分割・新設）され、同年七月に事業譲渡されている。

また、同じく電気通信審議会・最終答申にもとづき、一九八八年（昭和六三年）三月三〇日には、移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体通信業務をNTTから分離し、移動体通信業務を営むこととなる会社について、これを完全民営化することが決定された。⁽⁴⁷⁾

これをうけ、一九九二年（平成四年）七月一日、移動体通信業務がNTTから分離され、エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（その後、同社は二〇〇〇年（平成一二年）四月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに商号を変更し、さらに、二〇一三年（平成二五年）一〇月に株式会社NTTドコモに商号を変更した）（以下「NTTドコモ」という。）が設立された。

なお、NTTドコモについては、一九九二年（平成四年）四月二八日の「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離について」⁽⁴⁸⁾により、①新会社（NTTドコモ―筆者注）は、可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合においても、移動体系新事業者と同一の条件とすること、②NTTと新会社との間の取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにすること、③NTTから新会社への社員の移行は「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこと、④会社の株式については、会社設立の五年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を

低下させることなどが設立時の公正競争要件として定められている。

三、論理の反転——企業集団化するNTT——

(一) NTT再編法とその後

一九九五年（平成七年）四月六日、郵政大臣は電気通信審議会に「日本電信電話株式会社法の在り方について——情報通信市場のダイナミズムの創出に向けて」を諮問した。⁽⁴⁹⁾ 同審議会は「NTTの在り方についての特別部会」を設け、一九九〇年（平成二年）三月の「日本電信電話株式会社法附則第二条に基づき講ずる措置」により五年間凍結されていたNTTのあり方に関する議論を本格的に再開した。⁽⁵⁰⁾

一九九六年（平成八年）二月二十九日、電気通信審議会は、諮問と同名の答申を提出する。⁽⁵¹⁾ このなかで「平成一〇年度（一九九八年度）中を用途」に「現行NTTを長距離通信会社と二社の地域通信会社に再編成す」べきとの提言がなされた（同答申・第四章三一一）。

この答申をうけ、当時の連立与党（自民党、社会民主党および新党さきがけ）は、一九九六年（平成八年）三月、「NTTの経営形態に関するワーキングチーム」を設け、そこで具体的な検討に入るかと思われたが、意見の調整がつかず結論を次期通常国会まで先送りすることが早々に決められた（「NTTの経営形態について」（三党合意、一九九六年三月二六日）および「規制緩和推進計画の改定について」（閣議決定、三月二九日）⁽⁵²⁾）。

郵政省は、一九九六年（平成八年）一二月六日、「NTT再編成についての方針」（郵政省、平成八年一二月六日）を公表する。⁽⁵³⁾ ここでは、「日本電信電話株式会社……を純粹持株会社の下に、長距離通信会社と二の地域通信会社に再編成する」ものとし、長距離通信会社を民間会社とし新たに国際通信にも進出しようとするものとする。また、

持株会社および地域会社を特殊会社とする旨の方針が示された。同日、NTTは「NTTの経営形態について」を発表し、持株会社制度や連結納税制度、資産譲渡益課税の特例等の創設を踏まえた上で、郵政省の提案を受け入れることを表明した。⁽⁵⁴⁾

一九九七年（平成九年）二月、持株会社の原則解禁が盛り込まれた連立与党「独占禁止法改正に関する三党合意」が発表されるなどしたことをうけて、政府は、同年三月一日、「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同日、当該法案を第一四〇回国会に提出した。同年六月十三日、「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律九八号）」（以下「NTT再編法」という。）が成立し、同月二〇日に公布された（一九九九年（平成十一年）七月一日施行）。

郵政大臣は、一九九七年（平成九年）二月四日、NTT再編法附則三条にもとづき「日本電信電話株式会社」の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（郵政省告示三六四号、一九九七年（平成九年）二月四日）（NTT再編基本方針告示）を定め、同月一九日には「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画に関する省令」（郵政省令九〇号、一九九七年（平成九年）二月一九日）が公布された（NTT再編法附則四条一項）。これらを用いてNTTは、その再編成にかかる実施計画を作成し、一九九九年（平成十一年）五月一〇日に郵政大臣に認可を申請した（NTT再編法附則三条三項）。当該申請にかかる実施計画（「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画」）は、同月二一日に認可され、承継計画となった（NTT再編法附則五条六項）。

東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社（以下前者を「NTT東」、後者を「NTT西」といい、両者を合わせて「NTT東西」という。）は、NTT再編法にもとづき、郵政大臣（当時）が任命した設立委員が発起人の職務を行い、一九九九年（平成十一年）七月一日、日本電信電話株式会社（以下「NTT持株会社」とい

う。)の全額出資を受けて成立したものであり、同様に同法にもとづきつつもすでにNTT持株会社によって同年五月二八日に設立されていたエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)とともに、同年七月一日から、それまでNTT持株会社が営んでいた国内電気通信業務を同社から引き継いだものである。NTT東西は、それぞれ法定の業務区域に係る地域電気通信業務を引き継ぎ、NTTコムはNTT東西に引き継がれた業務以外の国内電気通信業務を引き継いだ。一方、NTT持株会社は、これらの電気通信業務に係る電気通信事業のNTT東西およびNTTコムへの承継に伴い、電気通信事業の全部を廃止している(NTT再編法整備政令四条三項、NTT再編法附則二〇条)。

なお、これに先立ち、一九九七年(平成九年)九月には、NTTのソフトウェア関連業務がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズウェア株式会社(のちのNTTコムウェア株式会社)に事業譲渡されている。⁽⁵⁶⁾

(二) グローバル中間持株会社の設立とNTTドコモ等の完全子会社化

二〇一八年(平成三〇年)八月七日、NTT持株会社は、グローバルガバナンスを強化し、グローバル市場に精通した人材の知見や経験を迅速にマネジメントに取り入れ、NTTグループ全体のグローバル市場における競争力強化と収益性の向上を図ることを目的に、NTT持株会社の傘下に、中間持株会社としてNTT株式会社(NTT, Inc.: NTTインク)を設立することを発表した。⁽⁵⁷⁾二〇一八年(平成三〇年)一月二日、同社設立後、順次、NTTコム、ディメンション・データ、NTTデータ、NTTセキュリティおよびNTTイノベーション・インステイテュートを移管している。二〇一九年(平成三二年)夏をめどにNTT株式会社のもと、海外事業会社と国内事業会社とに分け統合を目指すとしていた。⁽⁵⁸⁾

また、NTT持株会社は、PCやサーバなどの資材をグループ一体で調達するための専門会社・NTTグロ

バル・ソーシングをNTT株式会社の一〇〇%子会社として米国に設立している（なお、NTT再編基本方針告示を踏まえ、NTT持株会社およびNTT東西は、同調達会社の対象に含まれていない。⁽⁵⁹⁾）。

さらに、二〇二〇年（令和二年）九月二十九日、NTT持株会社は、上場子会社であるNTTドコモをTOB（株式公開買い付け）の方法で完全子会社化することを発表した。⁽⁶⁰⁾ 当時、NTT持株会社はNTTドコモの株式を六六・二パーセント保有しており、このTOBによって残りの約三四%を取得することで、完全子会社化を目指すものだった。⁽⁶¹⁾ 翌日（同年九月三十日）から開始されたTOBでは、他の株主に対しNTTドコモ株一株当たり三、九〇〇円の取得条件が提示されていた。⁽⁶²⁾ NTT持株会社のNTTドコモ株の保有比率はNTTドコモの自己株式などを除き九一・四六パーセントに上昇したことでTOBは成功し、残余の株式についてはTOB価格での売り渡しを請求。同年二月二十五日付で上場廃止となり、同月二十九日には、NTTドコモの完全子会社化がなされた。⁽⁶³⁾

加えて、NTTドコモの完全子会社化に先立って、NTT持株会社は、二〇一八年（平成三〇年）一月一日にまちづくり事業を進める子会社で中間持株会社のNTTSHを通じ、不動産開発子会社のNTT都市開発にTOB（株式公開買い付け）を実施し、完全子会社化している。設備子会社のNTTファシリティーズとともにNTTSHの傘下に入ることとなった。⁽⁶⁴⁾

四、反転の論理——NTT法の限界——

NTT再編法は、長距離通信や国際通信を事業とするNTTコムと地域通信を事業とするNTT東西を置く分離・分割の論理と、NTT持株会社による組織再編を通じた事業の集約・統合の論理とが併存していた。しかし、

NTT再編法成立後二〇年余を経たいま、閣議決定による当初からのルールや方針変更もNTT法改正の論議もなされないまま、集約・統合の論理が分離・分割の論理を乗り越えてしまったかにも見える。まさに前章〔三〕で取り上げた①NTT持株会社によるグローバル中間持株会社の設立と海外事業の集約、そして②NTTドコモ等の完全子会社化は、その象徴的な出来事といえるだろう。

そこでここでは、これらの件について、なにゆえ集約・統合の論理が容認されたのか、その理由を検討しておくことにする。

まず、NTT持株会社による中間持株会社の設立について。いうまでもなく中間持株会社の設立は、NTT法等の法令によって制限されているわけではない。そのうえ、NTT法一二条にもとづく事業計画の認可の申請にあっても、出資に関する資金計画ないしその部分を構成する出資・投資計画は、認可の対象となっていない〔出資の自由⁽⁶⁵⁾〕。また、もともとNTT再編の趣旨は、これまでの経緯からも明らかのように、分割によってNTTの巨大性・独占性の弊害を除去することであり、そのため独占分野である市内通信市場（地域通信事業）と他の競争的市場とを構造的に区分し、公正競争を確保することにある。そう考えると、中間持株会社は、独占的分野（地域通信事業）において事業活動を行うNTT東西を傘下に組み入れるものではなく、かつ、その事業もNTT東西とは関連性の薄い市場、とりわけ海外における事業活動が想定されていることを踏まえると、再編成の趣旨に反するものではないとの考え方が採られたものと思われる（しかも、先述の中間持株会社の下にある調達専門会社にあつてNTT持株会社およびNTT東西をその対象から外し、NTT再編基本方針告示への配慮も見られるところである）。

次に、NTT持株会社によるNTTドコモ等の完全子会社化について。これらの事案、とくにNTTドコモの事案については、発表当初から容認発言が相次いでいる点が注目される。総務省は、「研究投資が加速し、顧客

サービスも向上するのなら止める理由はない」とこの動きを支持しており、武田良太総務大臣（当時）も記者会見で「固定電話が圧倒的に多かった時代と、ここまで携帯が普及した時代では環境が違う」と述べ、NTTドコモの完全子会社化をあつさり是認している。⁽⁶⁷⁾公正取引委員会は、「同一の企業集団に属しており新たな結合関係が形成・強化されたものではない場合は、競争への影響はほとんどないと考えられる」との見解を示し、「企業結合規制の観点で問題があるとは考えにくい」（菅久修一事務総長（当時））と述べている。また、二〇二〇年（令和二年）九月に新しく公正取引委員会の委員長に就任した古谷一之氏も「すでに一つのグループになっている場合は、持ち株比率の変化はとりあえず見ないこととなっている」と述べ、容認姿勢を示していた。⁽⁶⁸⁾

たしかに、NTTドコモ等に対する完全子会社化を法令上直接的に妨げる規制はない。しかし、二〇〇〇年（平成十二年）以降、電気通信審議会の答申や、閣議決定において繰り返しNTT持株会社の出資比率の引き下げについて言及されてきたことをいま一度想起しておくべきではないだろうか。⁽⁷⁰⁾これら答申や閣議決定の立場からすれば、先般のNTT持株会社によるNTTドコモ等の完全子会社化は、従来からの分割による再編とは正反対の動きだということになる。

NTT持株会社によるNTTドコモの完全子会社化は、独占禁止法上は企業集中規制との関係で捉えられる。具体的には、同法一〇条にいう株式の保有（取得・所有）に該当する。これは、会社が株式保有により「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」に、当該行為は禁止される。ある企業が他の企業と資本的な結合関係を形成するために株式を保有する場合、企業組織上は独立性を維持しながら、被保有会社の経営を支配することになる。したがって、株式保有によって一定の取引分野における競争の実質的制限がもたらされるか否かの判断は、まず、当該株式保有により結合関係がどの程度形成・強化されるか、次に、当該結合関係の形成・強化により一定の取引分野における競争を実質的に制限することになるか否か、という二段階の評価・

判断が必要とされる（実務・通説）。

独占禁止法一〇条の規制は、株式保有会社が株式発行会社の経営上の意思決定に影響を与え、それによって市場における競争が制限されることの阻止を企図するものである。したがって、まず、株式保有会社と株式発行会社との間における結合関係の形成・強化が問題となり、基本的には株式発行会社の議決権の保有比率にもとづいて判断される。公正取引委員会が公表している「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（公正取引委員会、平成一六年五月三一日）によれば、会社の株式保有の審査対象として、①議決権保有比率が五〇パーセントを超える場合、②議決権保有比率が二〇パーセントを超え、かつ、議決権保有比率の順位が単独で第一位となる場合をあげている。

これに対応するかたちで、独占禁止法は議決権の保有比率が二〇パーセントを超えることとなるとき、また同比率が五〇パーセントを超えることとなるときに、事前に当該株式取得に関する計画の届け出を義務づけている。本件において N T T 持株会社はすでに五〇パーセントを超える株式を保有していることから、N T T ドコモは N T T の同一の企業集団に属していることとなり、したがって、公正取引委員会に対する届出義務はない（独占禁止法一〇条二項）。本件に関する公正取引委員会に見られる当初の反応は、このような実務的な取り扱いを踏まえてのものと考えられる。

しかし、新たに結合関係が形成・強化されるのであれば、届出義務はなくとも審査の対象にはなるはずである。たとえば N T T 持株会社がドコモ株を六六・二%の所有から完全子会社にすることは、たとえば特別決議における拒否権（会社法三〇九条二項）を取得することにより、すでにある結合関係の維持、強化が図られたとも考えられなくはない。⁽²⁾

独占禁止法一〇条は「会社は、他の会社の株式を取得……することにより、一定の取引分野における競争を实

質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならぬと定めているのであって、議決権の保有比率のいかんにかかわらずなく、競争制限の有無ないし市場支配力の形成・維持・強化を改めて評価する余地がある。審査手続における届出義務と実体規定における違法性の評価は区別されるべきで混同してはならない。

本件においては、具体的に競争制限についての検討が行われることはなかったが、その判断にあつては、すでに述べた独占禁止法の実務的取り扱いのほかに、近時の閣議決定（平成二二年度（二〇一〇年度）より後）においてNTT持株会社のNTTドコモに対する出資比率の引き下げに関する言及がないこと、また、総務省が完全子会社化後のNTTグループの一体的な市場支配力等について、これを監視するための規律の必要を認め、同省において検討会議（「公正競争確保の在り方に関する検討会議」）を設け対応することが事実上考慮された可能性もある。

以上からいえることは、NTT法の規制は対象となる企業組織（NTT持株会社・NTT東西）にのみ向けられており、「出資の自由」が認められるなか、再編の論理が統合へと反転したとき、企業集団はいとも容易く形成されてしまうということである。また、こうした動きを公正競争確保の立場から規制することが期待される独占禁止法も、理論上はともかく、実務上介入に消極的とならざるを得ない問題が存在する。

さらにもう一点、付け加えておきたいのは、NTT持株会社の業務範囲とも関連し、NTT持株会社のグループ経営の法的根拠についてである。NTT再編法八条二項には、事業承継に関する規定があるが、この規定は、旧NTTがこの法律の施行の際、現に営んでいる業務であつて、承継会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外ものにつき、NTT持株会社が、「当分の間」、引き続き営むことができるもののである。NTT再編後、現在においてもNTT持株会社は、この規定にもとづき、暫定的な業務としてNTTドコモ

や NTT データの株式を保有し続けているという事実である。⁽⁷²⁾

五、むすび

近時においても、NTT による再編の動きは止まらない。たとえば、二〇二二年（令和三年）一〇月二五日、NTT ドコモは、NTT 株式会社の傘下にあった NTT コムの全株式を移管して完全子会社化し、また、NTT 持株会社の傘下にあった NTT コムウェアの三分の二の株式を移管し子会社化をしている。⁽⁷³⁾ さらに、二〇二二年（令和四年）五月九日、NTT データは、NTT 持株会社の完全子会社である NTT 株式会社の海外事業を統合し、NTT 持株会社との共同出資で従来から海外通信事業を手掛けてきた NTT リミテッド (NTT Ltd.) を一〇%子会社とする海外事業会社を設立することを発表した。⁽⁷⁴⁾ 同社は、NTT データリンク (NTT Data Inc.) とされ二〇二二年（令和四年）一〇月に設立し、二〇二三年（令和五年）七月、これらの海外事業会社と国内事業会社となる株式会社 NTT データの親会社となる株式会社 NTT データグループと称する持株会社に移行した。

NTT の再編の意義ないし方向性は、事実上分割から統合へと大きく変貌を遂げた。NTT 法および NTT 再編法の趣旨や当初のルールが、企業組織それ自体に向けられたものであったため、規律対象となる企業を取り囲むように統合・再編が進められ、当初の法の目的の達成を見ぬまま、その趣旨が変化し、空洞化をまねくことになった。

現在、NTT グループ内において、大型案件の再編観測が浮上している。NTT 法の規定によりこの法律がある限り実現が困難な NTT 東西の合併は別として、⁽⁷⁵⁾ NTT 持株会社による NTT データグループの完全子会社化や NTT ドコモ傘下の NTT コムと NTT データグループ傘下の NTT データの統合などが取り沙汰されている。⁽⁷⁶⁾

こうした動きを前にして、目の前にある事実を翻弄されるのはなんとしても避けたい。昨今のNTT法の見直しの議論は、論点多岐にわたるが、再編という言葉がたどった経緯を検見し、拡大する企業グループに対していかなるスタンスで臨むのか、国民的課題として合意点を探っていかなければならない。

- (1) ここでは、とりあえず日本電信電話株式会社および同社を中心とする企業グループを総称してこう呼んでおく。
- (2) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律八五号）
- (3) 「防衛増税「二五年以降に」自民提言案」日本経済新聞二〇二三年六月八日朝刊四面および「NTTの完全民営化議論―自民政調会長、防衛財源確保へPT」同紙二〇二三年七月二六日朝刊四面参照。
- (4) 「NTT競争の制約見直し―保有株売却と一体で」日本経済新聞二〇二三年八月二二日朝刊三面。
- (5) 「NTT法二五年めど廃止―自民PT最終案 外資規制など条件」日本経済新聞二〇二三年一月一日朝刊一面および「NTT、競争力強化へ半歩―自民、二五年法廃止へ二段階」同紙二〇二三年一月二日朝刊五面等参照。
- (6) 自由民主党政務調査会「日本電信電話株式会社等に関する法律」の在り方に関する提言（二〇二三年一月五日）。なお、同月二日、「自民提言」を岸田文雄首相に提出している（「NTT法の廃止 政府・党一体で―首相、自民PT提言うけ」日本経済新聞二〇二三年一月二日朝刊四面参照）。
- (7) 「自民提言」二頁。
- (8) 同右・一四頁。
- (9) 同右。
- (10) 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」の情報通信審議会への諮問（総務省報道資料、二〇二三年八月二一日）
- (11) 「NTT競争力低下焦り―総務省、法改正へ議論開始」日本経済新聞二〇二三年八月二九日朝刊二面参照。
- (12) なお、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和二年法律三〇号）は、①NTT東西の加入電話の提供における自己設備設置規定の緩和（具体的には、所要の要件を充足する場合

に総務大臣の認可により他の電気通信事業者の設備〔無線設備〕を用いて電話を提供すること（たとえば、ワイヤレス固定電話の導入）を可能とする制度整備と、②外国法人等に対する電気通信事業法の法執行の実効性強化に関するものであった。

- (13) 「電気通信事業政策部会における委員会の設置」(電気通信事業政策部会決定第六号、令和五年八月二十九日)
- (14) 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(諮問第二八号、令和五年八月二十八日) および別紙参照。
- (15) 「第一次報告書―市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会、二〇二三年二月二二日) および「NTTの研究公開義務―有識者会議「早期撤廃を」」日本経済新聞二〇二三年二月三日朝刊五面参照。
- (16) 「第一次報告書」三頁。
- (17) 同右・二三頁。
- (18) 「売却収入通信研究費に」日本経済新聞二〇二三年九月一日朝刊四面。
- (19) 「NTT法のあり方自民意見集約へ」日本経済新聞二〇二三年一〇月二〇日朝刊五面。
- (20) 「NTT法「廃止」を主張―NTT社長が初の言及」日本経済新聞社二〇二三年一〇月二〇日朝刊五面。
- (21) 「NTT、競争力強化へ半歩―自民、二五年法廃止へ二段階」日本経済新聞二〇二三年二月二日朝刊五面。
- (22) 「NTT法検討、体制強化」日本経済新聞二〇二三年二月一日朝刊四面参照。
- (23) (別添)「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 論点整理」(「第一次報告書」所収) 二五頁以下。
- (24) 「通信政策特別委員会におけるワーキンググループの設置」(情報通信審議会・電気通信事業政策部会・通信政策特別委員会、令和六年一月一九日) および「NTT法見直しへ三部会」日本経済新聞二〇二四年一月二〇日朝刊五面参照。
- (25) NTT法の名称の経緯ないし変遷については、拙編著『コメンタール NTT法』(三省堂、二〇二一年) 六六―六七頁参照。
- (26) 塩野宏『行政法Ⅲ』(有斐閣、第三版、二〇〇八年) 九七―九八頁および同『行政組織法の諸問題』(有斐閣、一九九一年) 四〇頁参照。

- (27) 第二次臨調の性格と役割については拙編著・前掲注(25)・三頁参照。
- (28) 「行政改革に関する第一次答申」(昭和五十六年七月一〇日) 第2-II-3「ア」(ウ) (日本電信電話株式会社『日本電信電話公社社史―経営形態変更までの八年の歩み』(資料編)(情報通信総合研究所、一九八六年) 所収) 六六頁参照。
- (29) 「経営形態に関する勉強の状況について」(昭和五十七年二月、日本電信電話公社) (日本電信電話株式会社・前掲注(28)所収) 六七―七一頁参照。
- (30) 拙編著・前掲注(25)・三頁。
- (31) 具体的には、電電公社を五年以内に、基幹回線を運営する中央会社と地方の電話サービス等を運営する複数の地方会社に再編成することとし、当面政府が株式を保有する特殊会社に移行すること等を内容としていた。
- (32) この経緯の詳細については、NTT総務部『新生NTTへの軌跡』(情報通信総合研究所、一九八六年) 五九頁以下および拙編著・前掲注(25)・二―五頁。
- (33) 「臨時行政調査会の第三次答申に関する対処方針」(昭和五十七年八月一〇日閣議決定) (日本電信電話公社・前掲注(28)所収) 七三頁。
- (34) 「今後における行政改革の具体的方策について(行政改革大綱)」(昭和五十七年九月二四日閣議決定) (日本電信電話公社・前掲注(28)所収) 七三頁。
- (35) 日本電信電話株式会社『日本電信電話公社社史―経営形態変更までの八年の歩み』(情報通信総合研究所、一九八六年) 六三二頁。
- (36) 「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について(新行政改革大綱)」(昭和五十八年五月二四日閣議決定) (日本電信電話株式会社・前掲注(28)所収) 七五―七六頁。
- (37) 日本電信電話株式会社・前掲注(35) 六三三、六四四頁。
- (38) 「日本電信電話公社の改革について」(政府・自由民主党行政改革推進本部常任幹事会資料、昭和五十八年九月一三日) (日本電信電話公社・前掲注(28)所収) 七六頁。
- (39) 「行政改革に関する当面の実施方針について」(昭和五十九年一月二五日閣議決定) (日本電信電話公社・前掲注

- (28) 所収) 七六頁。
- (40) 日本電信電話株式会社『NTTグループ社史』(二〇〇六年) 三三六頁。
- (41) 「今後の電気通信産業の在り方(中間答申)」(電気通信審議会、一九八九年一〇月二日)
- (42) 「日本電信電話法附則第二条に基づき講ずるべき措置、方針等の在り方」(公正有効競争の創出と技術革新への対応(最終答申)) (電気通信審議会、一九九〇年三月二日)
- (43) 日本電信電話株式会社・前掲注(40) 三六七頁。
- (44) 「日本電信電話株式会社法附則第二条に基づき講ずる措置」(郵政省、平成二年三月三〇日)
- (45) 郵政省編『通信白書(昭和六三年版)』(大蔵省印刷局、一九八八年) 六六頁参照。
- (46) 「データ通信事業の分離について」(日本電信電話株式会社報道発表、一九八八年四月一八日)
- (47) 前掲注(44) 218。
- (48) 「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離について」(郵政省、平成四年四月二八日) 2。
- (49) 日本電信電話株式会社・前掲注(40) 三六八頁。
- (50) 同右・三六七頁。
- (51) 「日本電信電話株式会社法の在り方について——情報通信市場のダイナミズムの創出に向けて」(電気通信審議会、一九九六年二月二九日)
- (52) 日本電信電話株式会社・前掲注(40) 三六七頁。
- (53) 「NTTの再編成についての方針」(郵政省、一九九六年二月六日)(日本電信電話株式会社・前掲注(40) 所収) 三七七頁。
- (54) 「NTTの経営形態について」(日本電信電話株式会社、一九九六年二月六日)(日本電信電話株式会社・前掲注(40) 所収) 三七七頁。
- (55) NTT再編基本方針告示の内容については、拙編著・前掲注(25)の三六八頁ないし日本電信電話株式会社・前掲注(40)三八〇頁。
- (56) 「ソフトウェア関連業務の事業化について」(日本電信電話株式会社報道発表、一九九七年三月)。なお、ここで

はNTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保、NTTと新会社の共同資材調達禁止が公正競争要件として定められている。

- (57) 「NTT、ドコモ頼み脱却―一九年ぶり再編 海外を開拓」日本経済新聞二〇一八年八月八日朝刊三面。
- (58) 「旧政府系の縛り 再編で対応―NTT、外国人登用に道筋」日本経済新聞二〇一八年一月一八日朝刊二面。
- (59) 「NTT、一体で調達会社一年一兆円、値引き交渉力」日本経済新聞二〇一八年九月二日朝刊五面。
- (60) 日本電信電話株式会社「株式会社NTTドコモ株式等に対する公開買付けの開始及び資金の借入れに関するお知らせ」(二〇二〇年九月二九日)
- (61) 「ドコモを完全子会社化―NTT、5Gに総力」日本経済新聞社二〇二〇年九月二九日朝刊一面。
- (62) なお、応募期限は、同年一月一六日午後四時までとなっている(「ドコモTOB、来月一六日締め切り―応募早めの判断必要」日本経済新聞社二〇二〇年一〇月一八日朝刊七面)。この額は、発表前の九月二八日の終値(二、七七五円)に約四割強のプレミアムが上乘せされており、このTOBによるNTT持株会社の投資額は、約四兆二、五〇〇億円にのぼるとみられている(「NTT、分離から再結集―ドコモに四・二兆円TOB」日本経済新聞社二〇二〇年九月三〇日朝刊一面)。
- (63) 「ドコモ、来月二五日上場廃止」日本経済新聞社二〇二〇年一月二八日朝刊一三面。
- (64) 「NTT都市開発にTOB―NTT、完全子会社化」日本経済新聞二〇一八年一〇月一六日朝刊一三面。
- (65) 拙編著・前掲注(25)二〇二頁以下のNTT法一二条の解説部分および「出資の自由」については同書一〇頁以下を参照。
- (66) 「NTT、分離から再結集―ドコモに四・二兆円TOB」日本経済新聞二〇二〇年九月三〇日朝刊一面。
- (67) 「NTT再結集2 総務省「携帯値下げ、決断を」」日本経済新聞二〇二〇年一〇月六日朝刊二面。
- (68) 「ドコモ完全子会社化 容認―「競争への影響、ほほない」」日本経済新聞二〇二〇年一〇月一日朝刊五面。
- (69) 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申―IT時代の競争促進プログラム」(電気通信審議会、二〇〇〇年二月二日)
- (70) 「規制改革推進三カ年計画」(平成一三年三月三〇日閣議決定)、「規制改革・民間開放推進三カ年計画」(平成一

六年三月一九日閣議決定)、「規制改革推進のための三か年計画」(平成一九年六月二二日閣議決定) および「規制改革推進のための三か年計画(再改定)」(平成二一年三月三一日閣議決定)においても、同内容の記載がある。

(71) 泉水文雄『独占禁止法』(有斐閣、二〇二三年)六一頁(注8)。

(72) 拙編著・前掲注(25)三九五頁以下のNTT再編法八条の解説部分を参照。

(73) 「NTTデータ 再編観測」日本経済新聞二〇二三年九月二二日朝刊一八面。

(74) 「NTT、海外事業を統合―NTTデータ傘下に新社」日本経済新聞二〇二二年五月一〇日朝刊一五面。

(75) 「NTT法見直し綱引き」日本経済新聞二〇二三年九月二三日朝刊三面および「NTT法「廃止」改めて反対―KDDIなど合同説明会」同紙二〇二三年十一月一日朝刊一五面。

(76) 「NTTグループ再編「最終形」」『週刊ダイヤモンド』二〇二四年一月二〇日号三六―三七頁。